

公益財団法人全日本剣道連盟 アスリート委員会規程

(設置及び目的)

第1条 公益財団法人全日本剣道連盟（以下、「全剣連」という。）は、定款第46条に定める専門委員会として、アスリート委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、現役選手若しくは選手経験者によって構成され、選手の意見を全剣連の業務について反映させることを目的とする。

(委員構成)

第2条 委員会は、10名以内の原則として男女同数の委員で構成する。

(委員資格)

第3条 委員となる資格は、全剣連に登録している者のうち、過去に全日本剣道選手権及び全日本女子剣道選手権（以下「男女選手権」という。）で8位以内に入賞した者又は世界剣道選手権大会の強化選手として指定された実績を有する者（以下「元・現選手」という。）とする。

2 委員に選出される元・現選手のうち半数以上の者は、委員選出の日から過去5年以内に男女選手権で8位以内に入賞した者又は強化選手に指定された者から選任するものとし、そのうち男女各1名以上は現役選手とする。

(委員選任)

第4条 委員は、全剣連会長が選考し、理事会の決議によって委嘱する。

(委員長、副委員長、委員)

第5条 委員長、副委員長は、会長が委嘱する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員長および副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこれを代行する。

4 委員は、委員会に参加して意見を述べるほか、委員長の指示によりその他活動に参加する。

(委員会)

第7条 委員会は委員総数の過半数の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決定する。

2 緊急を要する場合には、委員長がこれをEメールなど電子文書により議決に附して決定することができる。但しその場合には、次の委員会で委員長が報告しなければならない。

(その他)

第8条 本連盟執行部は、アスリート委員会の議論を全剣連の組織運営に反映させるため、アスリート委員会委員と全剣連執行部が意見交換する場を年1回以上設けなければならない。

附則

1 この規則は、令和2年10月12日から施行する。